落とし物や忘れ物をした場合

落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署又は交番・駐在所に問い合わせてください。また、警察署又は交番・駐在所に届出をしてください。(電話での届出も可能です。)

なお、警察署に拾得物が届けられた場合の保管期間は、「3か月」ですから、落とし物や忘れ物をしたと思う施設や最寄りの警察署等へはお早めに問い合わせてください。

保管期間経過後は、返還することができませんので注意してください。

こちらの「**落とし物情報**」を開いていただくと、愛媛県内及び全国で取り扱われた拾得物に 関する情報を見ることができます。

【受付時間】

愛媛県の休日(土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日をいう。)を除く**平日の午前8時30分から午後5時15分までの間**

【愛媛県内の警察署一覧】

電話でのお問い合わせの際に 音声ガイダンスに繋がった場合

自動音声ガイダンスの場合は、該当する内容により「 $2 \rightarrow 1$ 」又は「 $2 \rightarrow 2$ 」を選択してください。 $\cancel{\$}$ 17:00 \sim 17:15の間は、電話が繋がりにくい場合があります。

- 1 落とし物センター $[{f e}_{f a}$ (落とし物の問い合わせ)ullet1(落とし物の届け出) ${f J}$
- ① 落とし物をしたという届出(遺失届)に関すること 「発見」の解除連絡、提出済みの遺失届の受理番号確認含む
- ② 落とし物が届いているかどうか確認したい
- ※ ペット (飼い犬や飼い猫、飼い鳥の動物等) は、「2(その他の問い合わせ)」へ。
- 2 警察署会計課 【自動音声: 2 (落とし物の問い合わせ) →2 (その他の問い合わせ) 】
- ① 落とし物が届いていると警察署やカード会社等から連絡があった。
- ② 県警のホームページに掲載されている落とし物を確認したい 紛失した物品の位置情報が警察署になっているので確認したい
- ③ ペットがいなくなった、ペットを保護している
- ④ 落とし物を拾った
- ⑤ 遺失届の遺失届出証明書を発行してほしい 等

